

平成30年度

中小企業・小規模事業者関係 税制改正について

平成29年12月

中小企業庁

目 次

〈主な改正事項〉

○中小企業経営者の次世代経営者への引継ぎを支援する税制措置の創設・拡充	・・・ P 3
○中小企業の投資を後押しする大胆な固定資産税の特例の創設	・・・ P 1 3
○中小企業の賃上げ支援強化（所得拡大促進税制の拡充）	・・・ P 1 6
○中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長	・・・ P 1 8
○中小法人の交際費課税の特例の延長	・・・ P 1 9

〈その他の改正事項〉

○産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定自治体における軽減措置の延長	・・・ P 2 1
○欠損金の繰戻しによる還付制度	・・・ P 2 2
○地域経済・中小企業支援関連	・・・ P 2 3

〈参考：その他の主な中小企業税制〉

○中小・小規模事業者の「攻めの投資」を支援する税制措置の拡充	・・・ P 2 5
1. 固定資産税の特例	・・・ P 2 6
2. 中小企業経営強化税制	・・・ P 2 7
3. 中小企業投資促進税制	・・・ P 2 8
4. 商業・サービス業・農林水産業活性化税制	・・・ P 2 9
○研究開発税制（中小企業技術基盤強化税制）	・・・ P 3 0
○中小企業者等の法人税率の特例の延長	・・・ P 3 1
○小規模宅地等の課税価格の計算の特例	・・・ P 3 2
○個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設等の検討	・・・ P 3 3

〈主な改正事項〉

○中小企業経営者の次世代経営者への引継ぎを支援する税制措置の創設・拡充

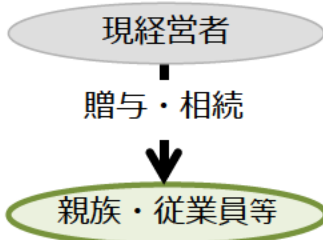
創設・拡充

(贈与税・相続税・登録免許税・不動産取得税)

- 中小企業経営者の高齢化が進んでおり、今後10年の間に、70歳（平均引退年齢）を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人になるにもかかわらず、半数以上が事業承継の準備を終えていない。現状を放置すると中小企業の廃業の増加により地域経済に深刻な打撃を与える恐れ。
- 円滑な世代交代を通じた生産性向上を図るため、事業承継税制について、その対象を抜本的に拡充することにより、事業承継を強力に後押しするとともに、M&Aを通じた事業承継について、新たに支援措置を創設することで、多様な経営引継ぎの形態に応じた次世代経営者への事業承継を加速させる。

改正概要

(1)贈与・相続

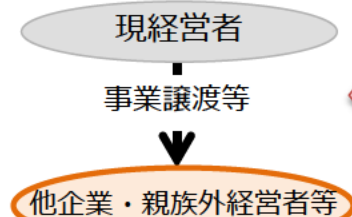


事業承継税制の抜本的拡充

今後5年以内に承継計画（仮称）を提出し、10年以内に実際に承継を行う者が対象

- ①後継者が売却・廃業を行った際、その時点での株価を基に納税額を計算し、**減免可能**
- ②対象株式数の上限を撤廃（2/3→3/3）、納税猶予割合を80%から**100%**に拡大
- ③近年の人手不足の状況に鑑み、**雇用平均8割を満たせなかった場合でも猶予継続を可能に**
- ④複数の株主から複数への後継者への事業承継についても**対象者を拡大**

(2)売却・M&A



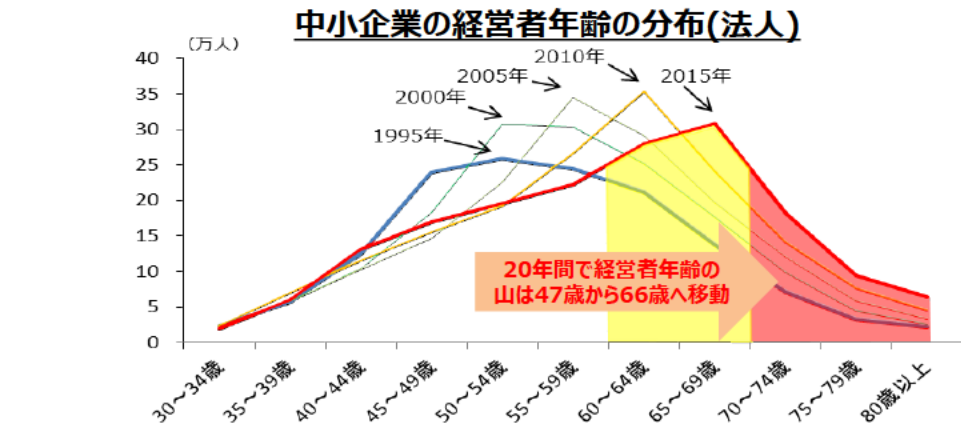
M&Aを通じた事業承継への支援策を新設

中小企業等経営強化法を改正し、**M&Aによる事業承継を支援対象に追加**。経営力向上計画の認定を受けた事業者に対して、**再編・統合を行った際に係る登録免許税・不動産取得税を軽減**

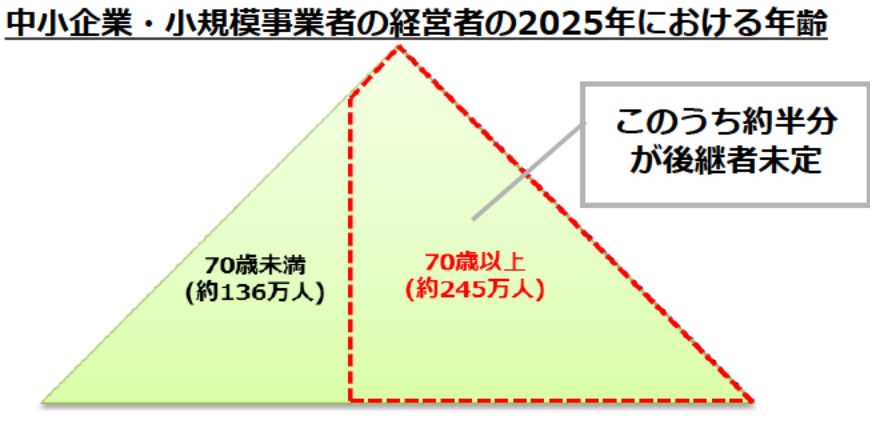
中小企業の事業承継は喫緊の課題

- ◆ 今後10年の間に、70歳(平均引退年齢)を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人となり、うち約半数の127万(日本企業全体の1/3)が後継者未定。
- ◆ 現状を放置すると、中小企業廃業の急増により、2025年頃までの10年間累計で約650万人の雇用、約22兆円のGDPが失われる可能性※。特に地方において、事業承継問題は深刻。

※2025年までに経営者が70歳を越える法人の31%、個人事業者の65%が廃業すると仮定。雇用者は2009年から2014年までの間に廃業した中小企業で雇用されていた従業員数の平均値(5.13人)、付加価値は2011年度における法人・個人事業主1者あたりの付加価値をそれぞれ使用(法人：6,065万円、個人：526万円)。



平成28年度 (株)帝国データバンクの企業概要ファイルを再編加工



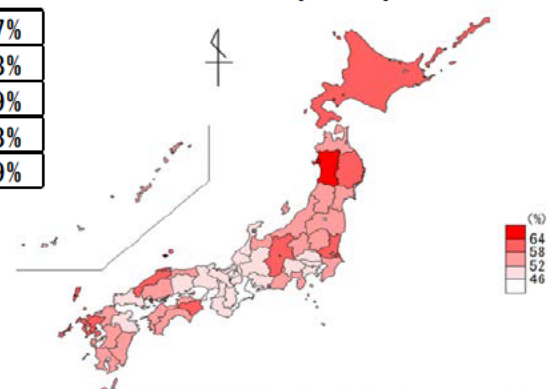
平成28年度総務省「個人企業経済調査」、平成28年度(株)帝国データバンクの企業概要ファイルから推計

◆ 事業承継問題の解決なくして、地方経済の再生・持続的发展なし

特に地方において経営者の高齢化は深刻

60歳以上の経営者割合(法人)

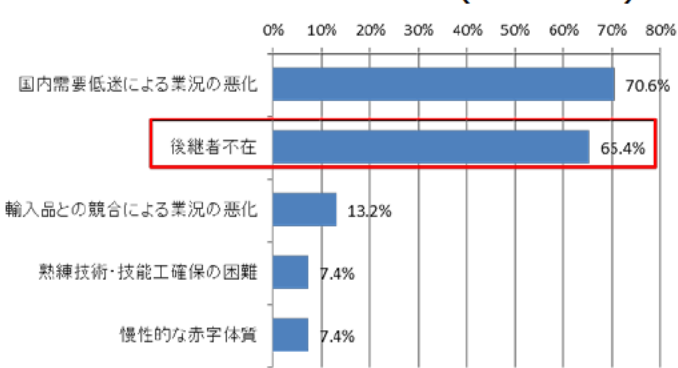
1	秋田県	66.7%
2	島根県	62.8%
3	佐賀県	60.9%
4	北海道	60.3%
5	茨城県	58.9%



(出典)東京商工リサーチのデータを再編・加工
※3カ年以上財務情報があり、黒字の企業におけるデータ

全国各地の産地において後継者不在による倒産・廃業が進展

産地における倒産・廃業の理由(複数回答)



(出典)日本総研株式会社委託調査
※全国578の産地を対象にし、263の産地(西陣織 益子焼、川口鍔物等)からの回答を元に調査。

中小企業経営者の次世代経営者への引継ぎを支援する税制措置の創設・拡充 (事業承継税制)

(相続税・贈与税)

拡充

- 事業承継の際の贈与税・相続税の納税を猶予する「事業承継税制」を、今後5年以内に承継計画（仮称）を提出し、10年以内に実際に承継を行う者を対象とし、抜本的に拡充。
- ①対象株式数・猶予割合の拡大②対象者の拡大③雇用要件の弾力化④新たな減免制度の創設等を行う。

◆ 税制適用の入り口要件を緩和 ～事業承継に係る負担を最小化～

現行制度

- 納税猶予の対象になる株式数には2/3の上限があり、相続税の猶予割合は80%。後継者は事業承継時に多額の贈与税・相続税を納税することがある。
- 税制の対象となるのは、一人の先代経営者から一人の後継者へ贈与・相続される場合のみ。

改正案

- 対象株式数の上限を撤廃し全株式を適用可能に。また、納税猶予割合も100%に拡大することで、承継時の税負担ゼロに。
- 親族外を含む複数の株主から、代表者である後継者（最大3人）への承継も対象に。中小企業経営の実状に合わせた、多様な事業承継を支援。

◆ 税制適用後のリスクを軽減 ～将来不安を軽減し税制を利用しやすく～

現行制度

- 後継者が自主廃業や売却を行う際、経営環境の変化により株価が下落した場合でも、承継時の株価を基に贈与・相続税が課税されるため、過大な税負担が生じうる。
- 税制の適用後、5年間で平均8割以上の雇用を維持できなければ猶予打ち切り。人手不足の中、雇用要件は中小企業にとって大きな負担。

改正案

- 売却額や廃業時の評価額を基に納税額を計算し、承継時の株価を基に計算された納税額との差額を減免。経営環境の変化による将来の不安を軽減。
- 5年間で平均8割以上の雇用要件を未達成の場合でも、猶予を継続可能に（経営悪化等が理由の場合、認定支援機関の指導助言が必要）。

※以上のほか、相続時精算課税制度の適用範囲の拡大及び所要の措置を講じる。

中小企業経営者の次世代経営者への引継ぎを支援する税制措置の創設・拡充 (事業承継税制①対象株式数上限等の撤廃)

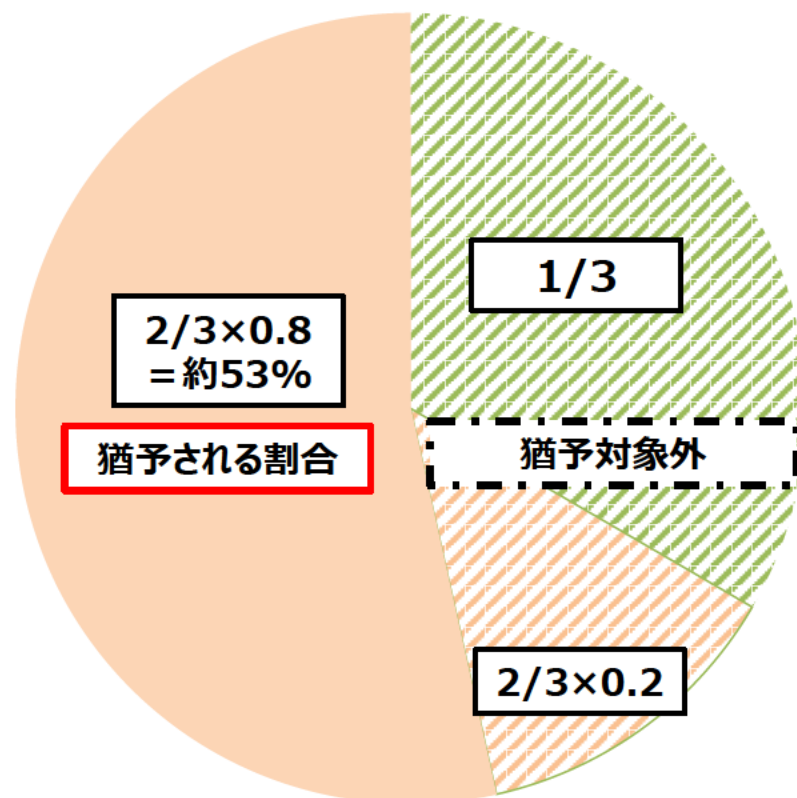
(相続税・贈与税)

拡充

- 現行制度では、先代経営者から贈与/相続により取得した非上場株式等のうち、議決権株式総数の2/3に達する部分までの株式等が対象（贈与/相続前から後継者が既に保有していた部分は対象外）。例えば、相続税の場合、猶予割合は80%であるため、猶予されるのは $2/3 \times 80\% = \text{約}53\%$ のみ。
- 対象株式数の上限を撤廃（ $2/3 \rightarrow 3/3$ ）、猶予割合を100%に拡大することで、事業承継時の贈与税・相続税の現金負担をゼロにする。

改正概要

現行制度



現行制度

納税猶予の対象になるのは、発行済議決権株式総数の2/3までであり、相続税の納税猶予割合は80%。そのため、実際に猶予される額は全体の約53%にとどまる



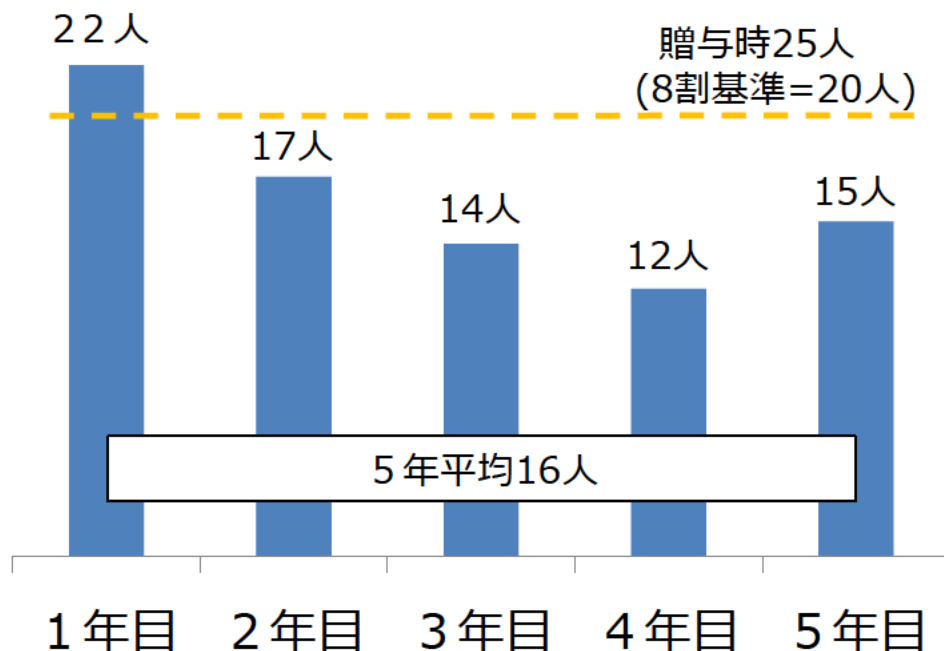
改正案

- ・対象株式数の上限を撤廃し議決権株式の全てを猶予対象とする。
 - ・猶予割合を100%に拡大。
- ⇒事業承継に係る金銭負担はゼロとなる

- 現行制度では、事業承継後5年間平均で、雇用の8割を維持することが求められている。仮に雇用8割を維持出来なかった場合には、猶予された贈与税・相続税の全額を納付する必要がある。
- 制度利用を躊躇する要因となっている雇用要件を実質的に撤廃することにより、雇用維持要件を満たせなかった場合でも納税猶予を継続可能に。(※雇用維持が出来なかった理由が経営悪化又は正当なものと認められない場合、認定支援機関の指導・助言を受ける必要がある。)

改正概要

従業員数



現行制度

5年間の雇用平均が8割未達の場合、猶予された税額を全額納付



改正案

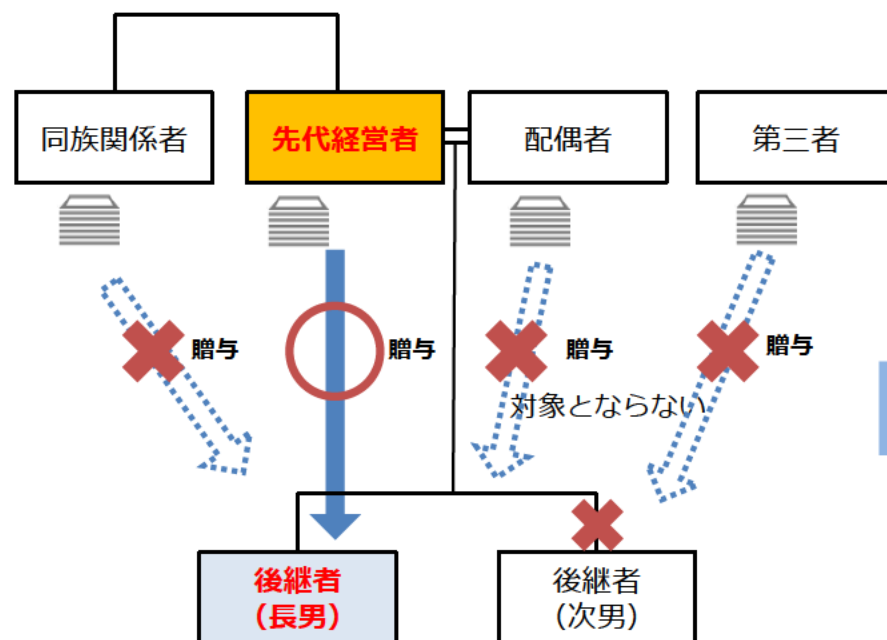
5年間の雇用平均が8割未達でも猶予は継続

※5年平均8割を満たせなかった場合には理由報告が必要。
経営悪化が原因である場合等には、認定支援機関による指導助言の必要

- 現行制度では、一人の先代経営者から一人の後継者へ贈与・相続される場合のみが対象。
- 親族外を含む複数の株主から、代表者である後継者（最大3人）への承継も対象に。中小企業経営の実状に合わせた、多様な事業承継を支援。

改正概要

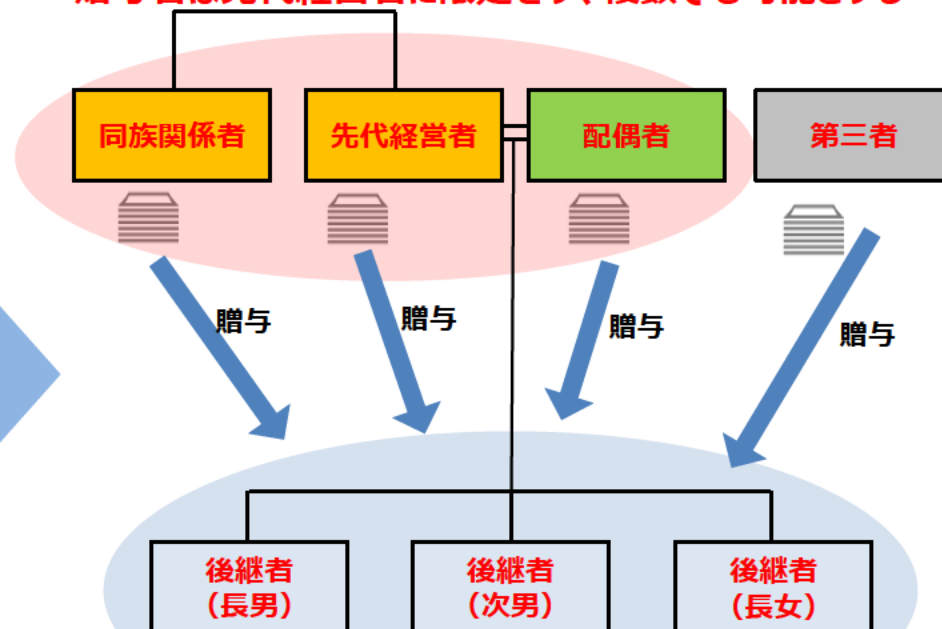
現行制度



1人の先代経営者から1人の後継者への贈与のみが対象

改正案

贈与者は先代経営者に限定せず、複数でも可能とする



複数の後継者(最大三人)を対象とする

※代表権を有しているものに限る
 ※複数人で承継する場合、議決権割合の10%以上を有し、かつ、議決権保有割合上位3位までの同族関係者に限る。

中小企業経営者の次世代経営者への引継ぎを支援する税制措置の創設・拡充 (事業承継税制④経営環境変化に応じた減免)

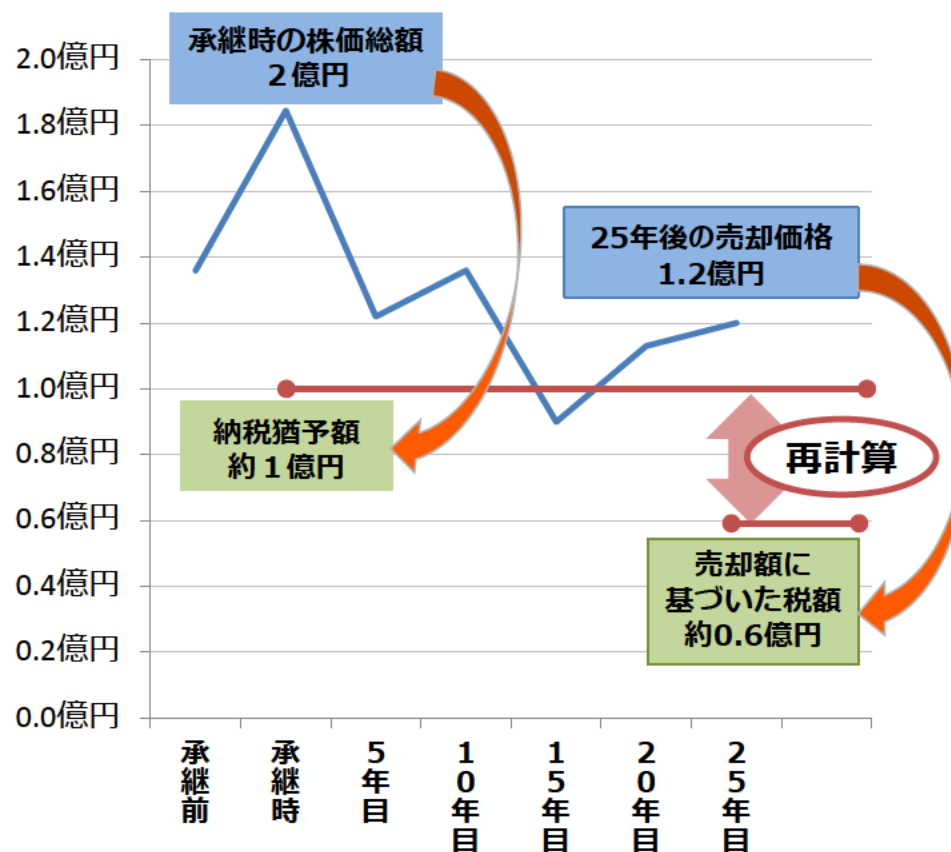
(相続税・贈与税)

創設

- 現行制度では、後継者が自主廃業や売却を行う際、経営環境の変化により株価が下落した場合でも、**承継時の株価を基に贈与・相続税を納税**するため、過大な税負担が生じる。
- 売却額や廃業時の評価額を基に**納税額を再計算**し、事業承継時の株価を基に計算された納税額との**差額を減免**。経営環境の変化による将来の不安を軽減。

制度概要

X社の株価総額の推移（イメージ図）



現行制度

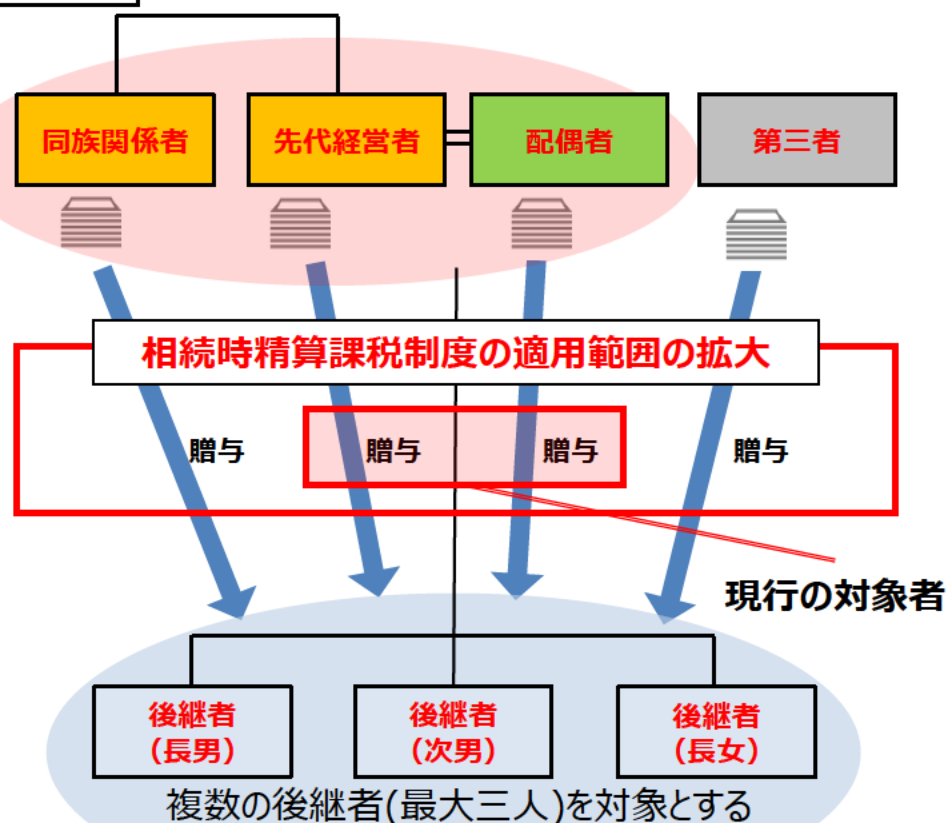
事業承継時の株価を元に贈与税額・相続税額を算定し、猶予取消しとなった場合には、その贈与税額・相続税額を納税する必要がある

改正案

経営環境の変化を示す一定の要件を満たす場合において、事業承継時の価額と差額が生じているときは、売却・廃業時の株価を基に**納税額を再計算**し、減免可能とすることで**将来不安を軽減**

- 現行制度では、相続時精算課税制度は、原則として直系卑属への贈与のみが対象。
- 事業承継税制の適用を受ける場合には、相続時精算課税制度の適用範囲を拡大することにより、猶予取消し時に過大な税負担が生じないようにする。

制度概要



※代表権を有しているものに限る
※複数人で承継する場合、議決権割合の10%以上を有し、かつ、議決権保有割合上位3位までの同族関係者に限る。

現行制度

60歳以上の父母又は祖父母から、20歳以上の子又は孫への贈与が相続時精算課税制度の対象

改正案

現行制度に加えて、事業承継税制の適用を受ける場合には、60歳以上の贈与者から、20歳以上の後継者への贈与を相続時精算課税制度の対象とする。
(贈与者の子や孫でない場合でも適用可能。)

中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の創設

創設

(登録免許税・不動産取得税)

- 後継者が不在のため事業承継が行えないといった課題を抱える場合、いわゆるM&Aにより経営資源や事業の再編・統合を図ることにより、事業の継続・技術の伝承等を図ることが重要。そのため、中小企業等経営強化法を改正し、M&Aによる事業承継を支援対象に追加することで、第三者への事業承継を後押し。
- 認定を受けた経営力向上計画（仮称）に基づいて、再編・統合を行った際に係る登録免許税・不動産取得税を軽減することで、次世代への経営引継ぎを加速させる措置を創設。

改正概要 【適用期限：平成31年度末まで】

【中小企業等経営強化法】

経済産業大臣
(基本方針の策定)

主務大臣
(事業分野別指針の策定)

申請 ↑ ↓ 認定

M&Aを通じた事業承継を
経営力向上計画の認定制度
の対象に追加

改正経営力向上
計画（仮称）

A社のX事業を
B社が引継ぎ
経営を強化

事業譲渡等

土地・建物



○登録免許税
○不動産取得税 を軽減

<登録免許税の税率>

		通常税率	計画認定時の税率
不動産の 所有権 移転の 登記	合併による移転の 登記	0.4%	0.2%
	分割による移転の 登記	2.0%	0.4%
	その他の原因による 移転の登記	2.0%※	1.6%

※平成31年3月31日まで、土地を売買した場合には1.5%に軽減。

<不動産取得税の税率>

	通常税率	計画認定時の税率 (事業譲渡の場合※2)
土地 住宅	3.0%※1	2.5% (1/6減額相当)
住宅以外の 家屋	4.0%	3.3% (1/6減額相当)

※1 平成33年3月31日まで、土地や住宅を取得した場合には3.0%に軽減されている。(住宅以外の建物を取得した場合は4.0%)

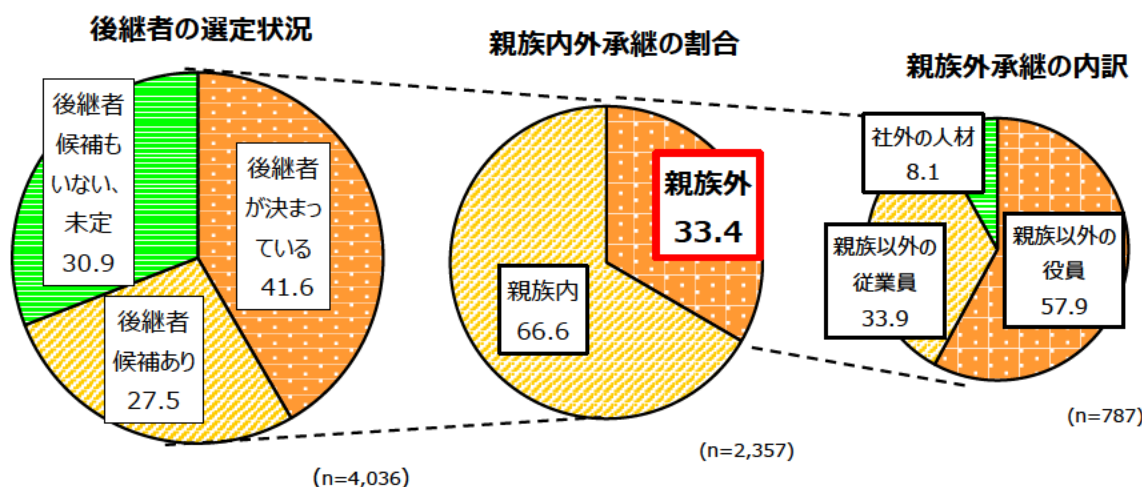
※2 合併・一定の会社分割の場合は非課税

※3 事務所や宿舍等の一定の不動産を除く

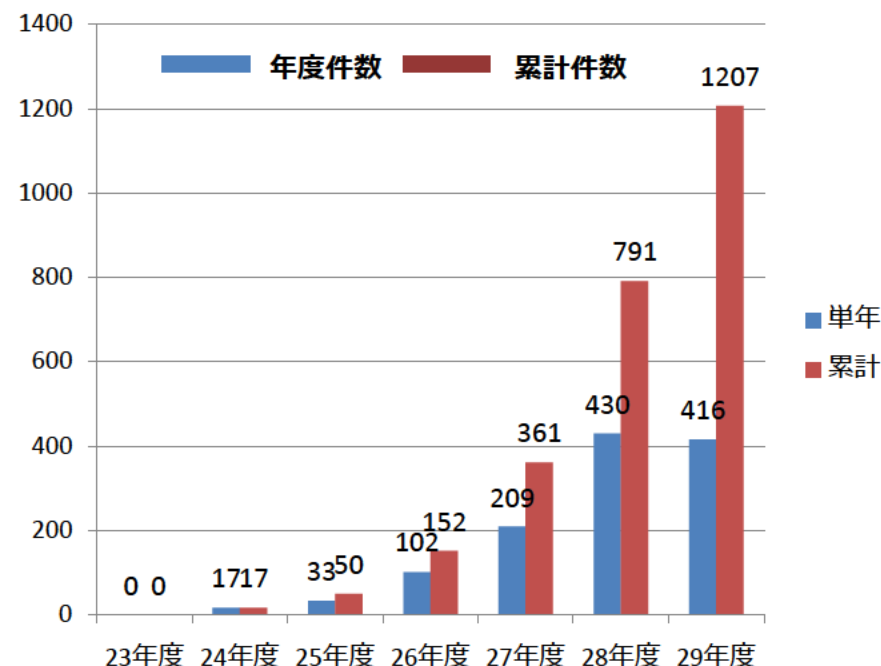
(参考) 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の創設

- 近年は息子や娘などではなく、親族外の第三者への事業承継も約3割程度存在している。また、事業引継ぎ支援センターによる親族外承継の実績も年々増加しており、首都圏のみならず、地方においても中小企業の事業承継を端緒としたM&Aが活発化してきている。
- 現状を放置すれば、後継者難による廃業の急増により、サプライチェーンの維持などが困難になり、地域経済・雇用に深刻な打撃を与える恐れがある中、中小企業のM&Aを通じた事業統合により、事業の効率化や規模の拡大などの生産性向上に向けた取組は急務。

後継者選定状況・親族外承継の現状



事業引継ぎ支援センターによる事業引継ぎ実績の推移



※29年度は11月末時点の件数

中小企業庁委託「企業経営の継続に関するアンケート調査」(2016年11月、(株)東京商工リサーチ)

- 集中投資期間中における中小企業の生産性革命を実現するための臨時・異例の措置として、**償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じる。**

特例措置の内容

- 以下の要件を満たす設備投資を対象
 - ① 市町村計画に基づき中小企業が実施する設備投資
 - ・ 中小企業は商工会議所・商工会等と連携し、設備投資計画を策定
 - ・ 企業の設備投資計画が市町村計画に合致するかを市町村が認定
 - ② 真に生産性革命を実現するための設備投資
(導入により、労働生産性が年平均3%以上向上する設備投資)
 - ③ 企業の収益向上に直接つながる設備投資
(生産、販売活動等の用に直接供される新たな設備への投資)
- ※ ②及び③の要件を満たすことにより、単純な更新投資は除外される
- 特例率は、3年間、ゼロ以上1/2以下で市町村の条例で定める割合とする。
- 当該特例措置は、集中投資期間（平成30年度～32年度）に限定

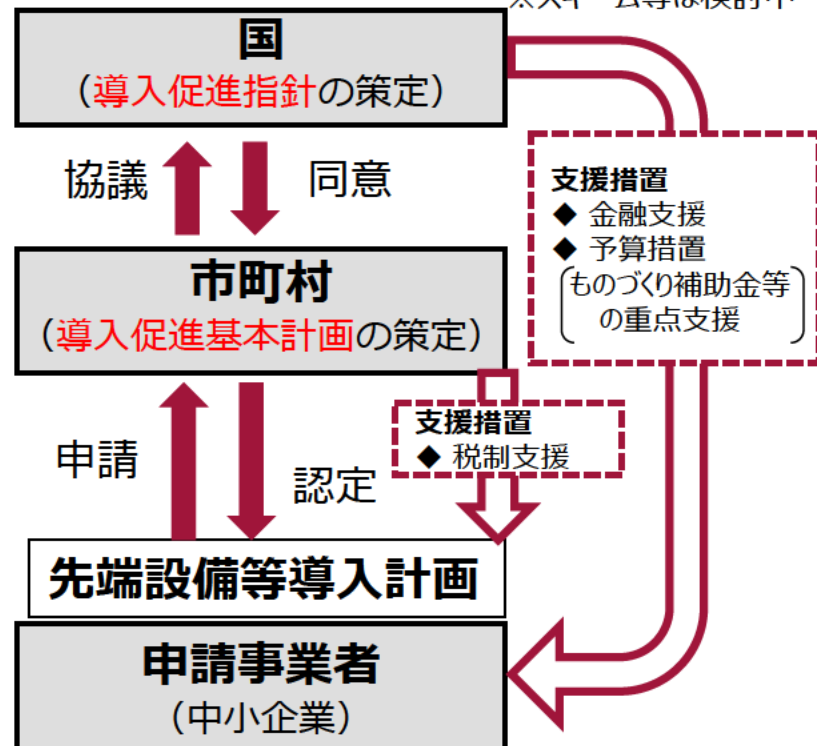
※ 平成28年度に創設した現行の特例措置については、上記措置の創設に伴い、期限の終了をもって廃止するため、規定を削除。(削除規定は平成31年4月1日施行)

（参考 1）中小企業の投資を後押しする大胆な固定資産税の特例の創設（詳細）

改正概要 【適用期限：平成32年度末まで】

【生産性向上の実現のための臨時措置法（仮称）】

※スキーム等は検討中



対象者 ※ 1	中小企業者等（資本金額 1 億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等）のうち、先端設備等導入計画の認定（労働生産性年平均 3 %以上向上、市町村計画に合致）を受けた者（大企業の子会社を除く）
対象地域	導入促進基本計画の同意を受けた市町村※ 2
対象設備 ※ 1	生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均 1 %以上向上する下記の設備 【減価償却資産の種類（最低取得価格/販売開始時期）】 ◆ 機械装置（160万円以上/10年以内） ◆ 測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内） ◆ 器具備品（30万円以上/6年以内） ◆ 建物附属設備（※ 3）（60万円以上/14年以内）
その他要件	生産、販売活動等の用に直接供されるものであること/ 中古資産でないこと
特例措置	固定資産税の課税標準を、3年間 ゼロ～1 / 2（※ 4）に軽減

※ 1 市町村によって異なる場合あり

※ 2 市町村内で地域指定がある場合あり

※ 3 家屋と一体となって効用を果たすものを除く

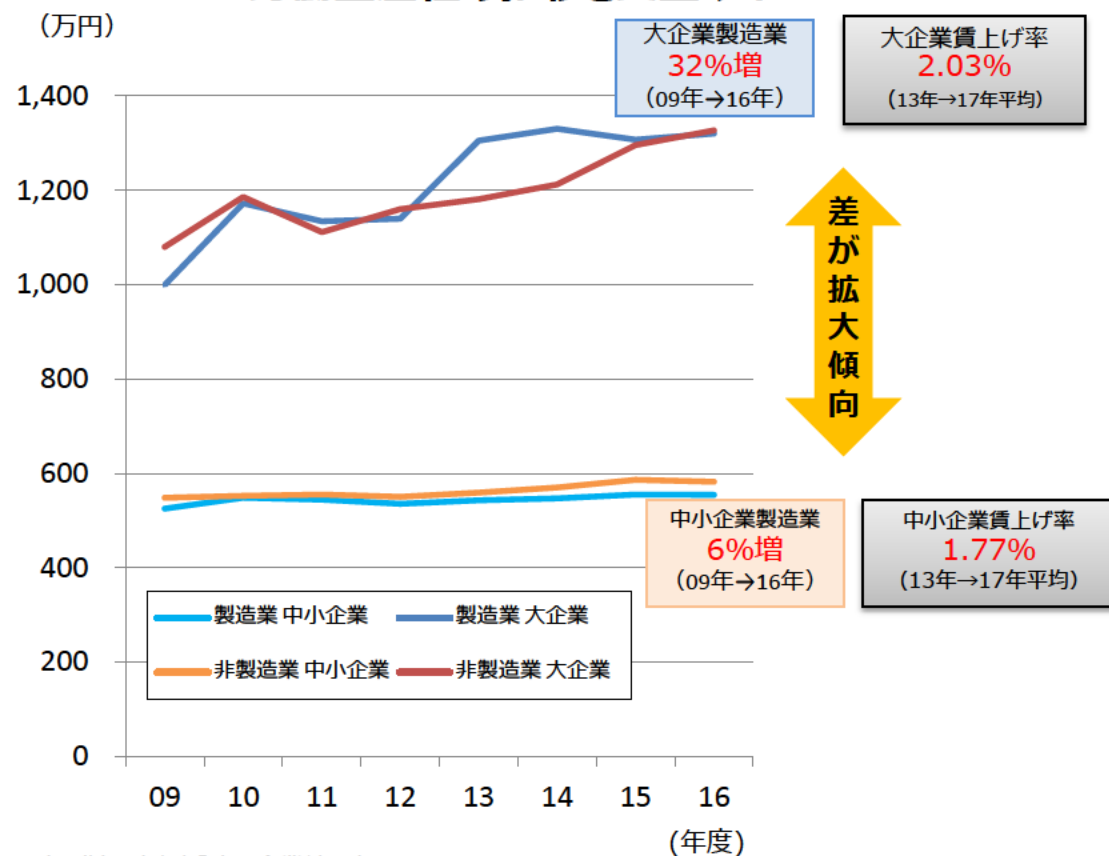
※ 4 市町村の条例で定める割合

➤ 本特例に合わせ、「ものづくり・商業・サービス補助金」等の予算措置を拡充・重点支援することで、国・市町村が一体となって、中小企業の生産性の向上を強力に後押し。

(参考2) 中小企業の投資後押しの必要性

- 中小企業の業況は回復傾向であるが、労働生産性は伸び悩んでおり、大企業との差も拡大傾向にあり、また、中小企業が所有している設備は特に老朽化が進んでおり、生産性向上に向けた足枷となっている。
- 今後、少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、事業者自身の労働生産性の飛躍的な向上を図る。

労働生産性の推移と賃上げ率

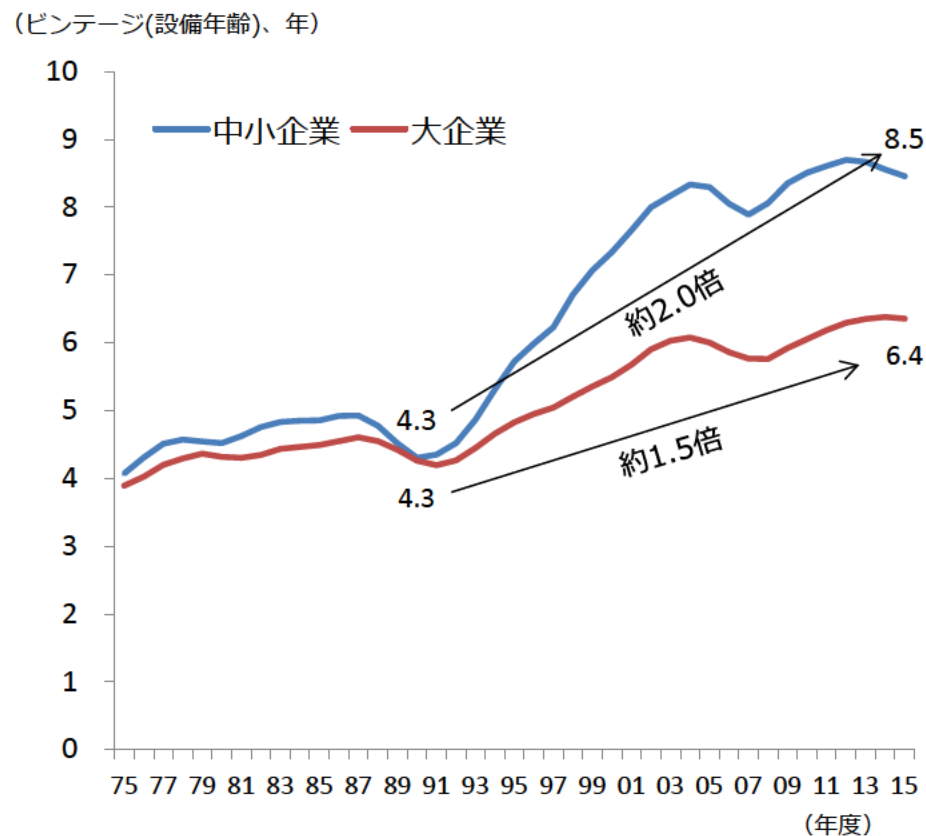


(出典) 財務省「法人企業統計年報」

(注) ここでいう大企業とは資本金10億円以上の企業、中小企業とは資本金1億円未満の企業をいう。

また、グラフ中の赤字は2009年から2016年の労働生産性の上昇率

企業規模別設備年齢の推移



(出典) 財務省「法人企業統計調査年報」より

(一財)商工総合研究所「中小企業の競争力と設備投資」をもとに中小企業庁作成。15

中小企業の賃上げ支援強化（所得拡大促進税制の拡充）（所得税・法人税・法人住民税）

- 従来の制度から支援を深掘り(控除率10→15%)するとともに、制度をシンプルにし幅広い企業の活用を推進し、中小企業の賃上げを強力に支援。
- また、大企業並みの高い賃上げ(2.5%以上)に加えて人材投資や生産性向上に取り組む企業には、更に大胆な支援を実施(控除率22%→25%)。

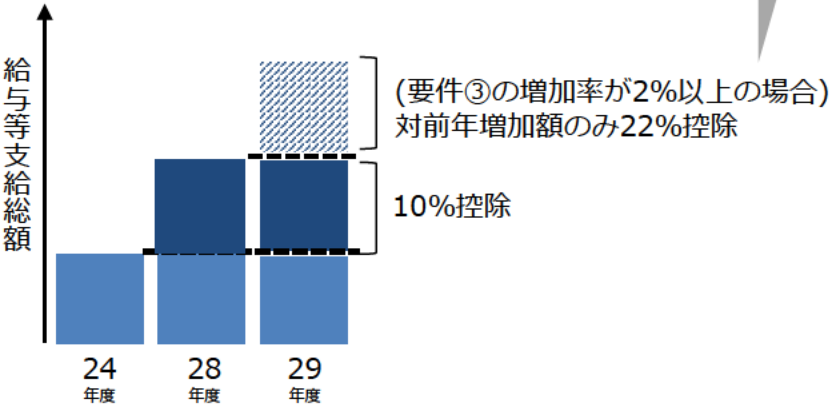
現行制度

適用の要件

- 【要件①】
給与等支給総額が対基準年度（平成24年度）比で3%以上増加
- 【要件②】
給与等支給総額が前年度以上
- 【要件③】
平均給与等支給額が前年度を上回る

税額控除

給与等支給総額の対基準年度増加額の10～22%の税額控除



※法人税額の20%が上限

改正概要

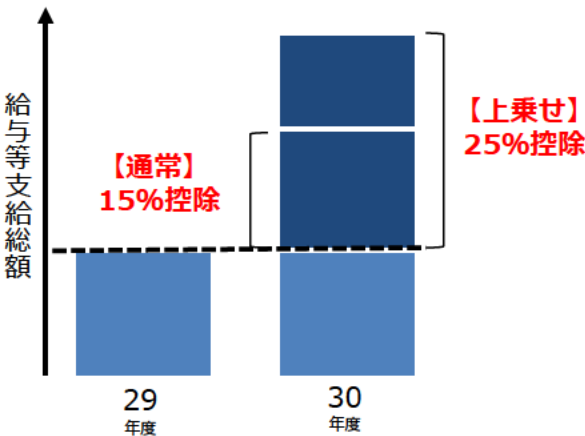
【適用期限：平成32年度末まで】

適用の要件

- 【要件①】 給与等支給総額が前年度以上
※**基準年度との比較要件は撤廃**
- 【要件②】 平均給与等支給額が前年度比で**1.5%以上**増加
※なお、**計算方法を簡素化**

税額控除

- 【通常】 給与等支給総額の対前年度増加額の**15%の税額控除**
- 【上乗せ】 一定の要件(※)を満たす場合は**25%の税額控除**



※法人税額の20%が上限

＜※上乗せ要件＞

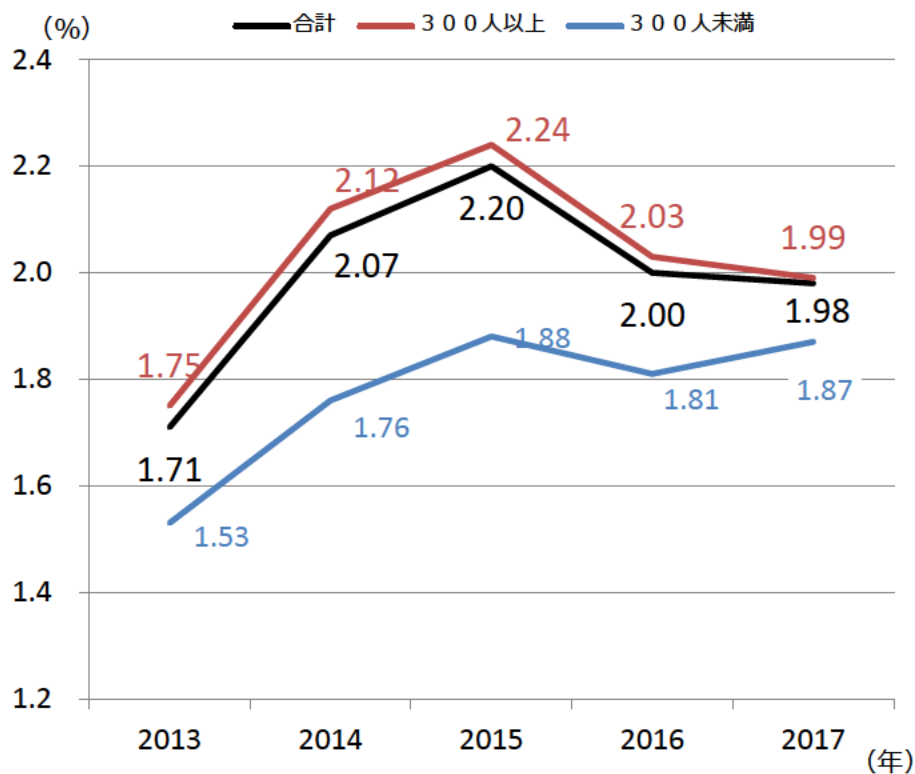
要件②の増加率が2.5%以上であり、かつ、次のいずれかを満たすこと

- 教育訓練費が対前年度比10%以上増加
- 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上がなされていること

(参考) 大企業と中小企業の賃上げ率と労働生産性

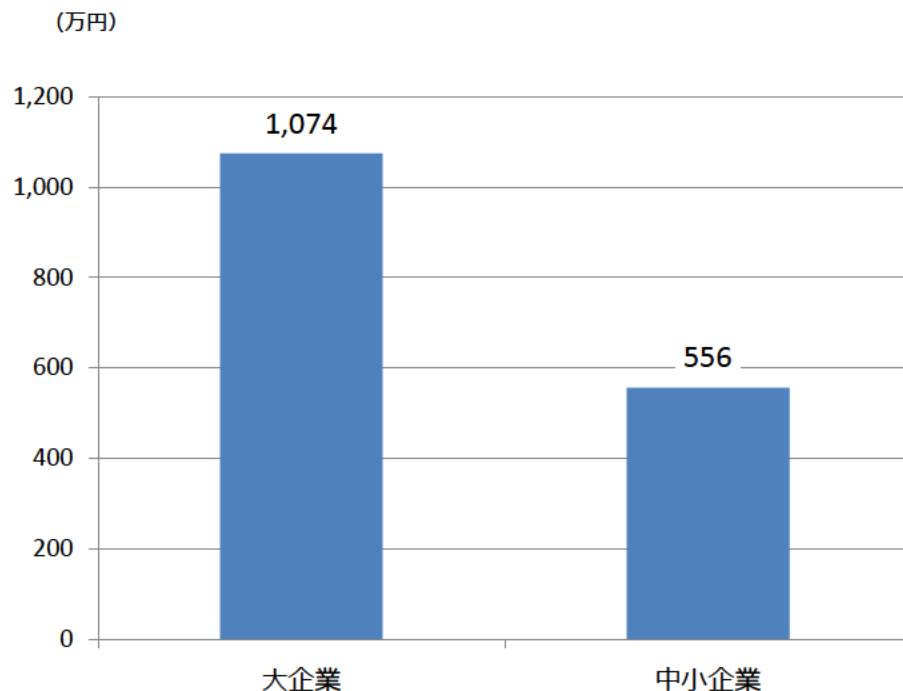
- 中小企業の賃上げ率は、大企業に比べて低水準。
- 中小企業は労働生産性が低く、持続的な賃上げを行うためには生産性向上が重要。

近年の賃上げ率の推移



(出所) 日本労働組合総連合会「春季生活闘争 回答集計結果について」

大企業と中小企業の労働生産性



(出所) 財務省「法人企業統計調査」(平成28年度)
大企業：資本金1億円以上、中小企業：同1億円未満

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

(所得税・法人税・法人住民税・個人住民税・事業税)

延長

- 従業員1,000人以下の中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入（即時償却）を認める制度。
- 中小企業者における償却資産の管理や申告手続などの事務負担の軽減、及び少額資産の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上を支援するため、適用期限を2年間延長する。

改正概要

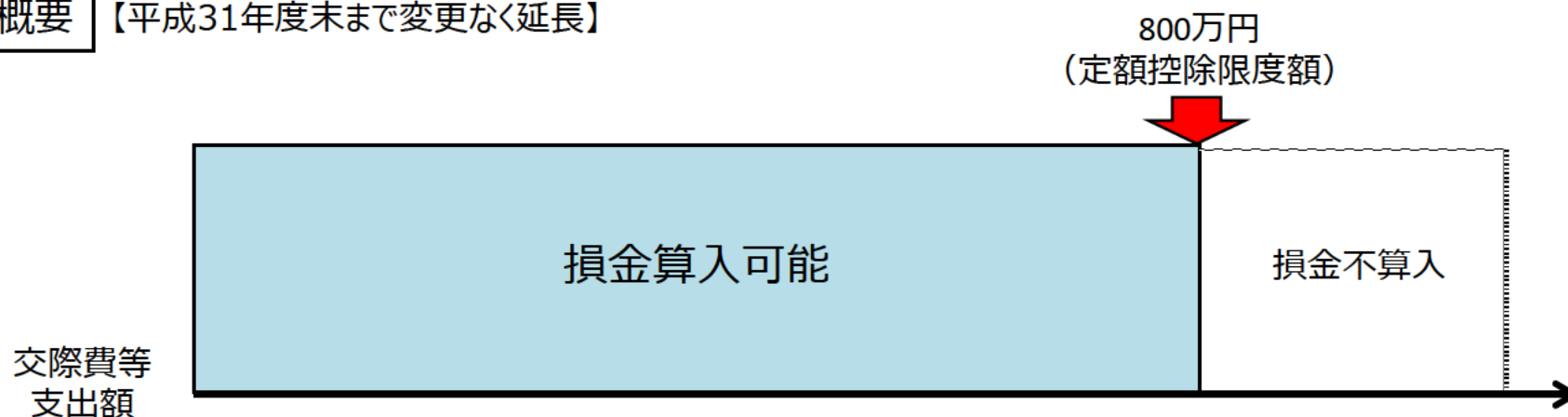
【平成31年度末まで変更なく延長】

		取得価額	償却方法	
中小企業者のみ	⇒	30万円未満	全額損金算入 (即時償却)	合計300万円 まで
全ての企業	⇒	20万円未満	3年間で均等償却 (注)	本 則
		10万円未満	全額損金算入 (即時償却)	

(注) 20万円未満の減価償却資産は、3年間で毎年1/3ずつ損金算入することが可能。

- 法人が支出した交際費は、租税特別措置法により原則として損金不算入とされているが、中小法人については、特例として定額控除限度額（800万円）までの損金算入が認められている。
- 交際費は中小法人の事業活動に不可欠な経費であり、販売促進手段が限られる中小法人を支援するため、適用期限を2年延長する。

改正概要 【平成31年度末まで変更なく延長】



「交際費等」とは、交際費、接待費、機密費その他の費用。
得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する、接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のための支出。

【参考】 (注) 交際費等のうち、接待飲食費の50%までを損金に算入ことも可能（大法人も適用可能）。
中小法人については、定額控除限度額（800万円）までの損金算入との選択適用。

〈その他の改正事項〉

- 地域における創業を促進し、地域経済の活性化を図るため、産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定を受けた市区町村において、「特定創業支援事業」の支援を受けた創業前の個人及び創業後5年未満の個人が、新たに株式会社、合名会社、合資会社、合同会社を設立する際の登録免許税の軽減措置を行う。

改正概要

【適用期限：2年間（平成31年度末まで）】

租税特別措置法 第80条第2項	内容	税率	登録免許税 の軽減措置
1号	株式会社の設立	資本金の額× <u>0.7%</u> (15万円に満たないときは、1件につき15万円)	資本金の額× <u>0.35%</u> (7.5万円に満たないときは、1件につき7.5万円)
2号	合名会社 合資会社の設立	1件につき <u>6万円</u>	1件につき <u>3万円</u>
3号	合同会社の設立	資本金の額× <u>0.7%</u> (6万円に満たないときは、1件につき6万円)	資本金の額× <u>0.35%</u> (3万円に満たないときは、1件につき3万円)

- 概 要 【適用期間：平成31年度末まで】

22

地域経済・中小企業支援関連

<延長>

- 認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の軽減措置の延長（登録免許税）

認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。

- 土地に係る固定資産税の負担調整措置及び条例減額制度の延長（固定資産税、都市計画税）

宅地等及び農地の負担調整措置については、平成30年度から平成32年度までの間、商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、現行の負担調整措置の仕組みを継続する。また、据置年度において簡易な方法により価格の下落修正ができる特例措置を継続する。

<廃止>

- 独立行政法人中小企業基盤整備機構の仮施設設整備事業に係る特例措置の廃止
（登録免許税、印紙税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税）

独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う仮施設設整備事業に係る登録免許税等の特例措置は、適用期限の到来をもって廃止する。

〈参考：その他の主な中小企業税制〉

- 中小・小規模事業者の「攻めの投資」を後押しするため、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づく税制措置として、固定資産税の特例（3年間1／2に軽減）、中小企業経営強化税制（即時償却等）を措置することで、サービス業も含め、幅広い中小企業の生産性向上を強力に後押し。
- 経営力向上計画の認定が不要な中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制（いずれも30％特別償却等）も引き続き措置。

概要

【適用期限：いずれの措置も平成30年度末まで】

設備の種類 (価額要件)		機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	工具・器具備品 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援 措置	地方税	【固定資産税の特例】 3年間 1 / 2 に軽減 〔生産性が年平均 1 % 以上向上〕		【固定資産税の特例】 3年間 1 / 2 に軽減 〔生産性が年平均 1 % 以上向上〕	
	国税	【中小企業経営強化税制】 即時償却又は税額控除10% (※ 7%) 〔生産性向上設備 (A類型) 生産性が年平均 1 % 以上向上 収益力強化設備 (B類型) 投資利益率 5 % 以上のパッケージ投資〕			
		【中小企業投資促進税制】 30%特別償却又は税額控除7% ※ 30%特別償却のみ適用		【商業・サービス業活性化税制】 30%特別償却又は税額控除7% ※ 30%特別償却のみ適用	

を付した部分は、経営力向上計画の認定が必要
※を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合
※ソフトウェアは無形固定資産に該当するため、固定資産税の申告対象とはなりません

1. 固定資産税の特例 (固定資産税)

- 赤字法人にも課せられる固定資産税について、中小企業等経営強化法の計画認定に基づく設備投資に係る固定資産税を3年間にわたって1/2に軽減。
- 平成29年度税制改正で、サービス業の生産性向上を促すため、対象設備に一定の器具備品・建物附属設備し、拡充（平成30年度末まで）。

概要

【適用期限：平成30年度末まで】

【中小企業等経営強化法】

経済産業大臣
(基本方針の策定)

主務大臣
(事業分野別指針の策定)

優良事例の提供

申請

認定

経営力
向上計画

事業分野別
推進機関

普及啓発
人材育成

申請事業者
〔 中小企業 〕

支援機関

商工会議所・商工会、金融機関、
土業等の専門家

申請を
サポート

【追加する対象設備】

- 中小企業者が認定計画に基づき、平成30年度末までに取得する
一定の器具備品・建物附属設備等

※中小企業者：資本金1億円以下等、大企業の子会社除く

- 生産性を高める設備が対象（H29年・30年に新規取得）

（旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上（工業会等による確認）等）

【特例措置】

- 固定資産税の課税標準を、3年間 1/2に軽減。

【対象地域・業種】

- ① 最低賃金が全国平均未満の地域 → 全ての業種
- ② 最低賃金が全国平均以上の地域
→ 労働生産性が全国平均未満の業種

※機械装置については、引き続き全国・全業種対象。

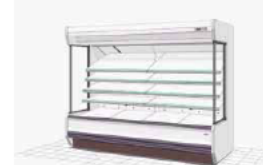
＜対象設備の例＞



セルフレジ



空調設備



冷蔵陳列棚

2. 中小企業経営強化税制 (法人税・所得税・法人住民税・事業税)

- 中小企業の稼ぐ力を向上させる取組を支援するため、中小企業等経営強化法の計画認定に基づく設備投資を、即時償却等で強力に後押し。
- 平成29年度税制改正で、中小企業投資促進税制の上乗せ措置を改組し、創設（平成30年度末まで）。

概要【適用期間：平成30年度末まで】		
類型	生産性向上設備（A類型）	収益力強化設備（B類型）
要件	①経営強化法の認定 ②生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備	①経営強化法の認定 ②投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
対象設備	◆機械・装置（160万円以上） ◆測定工具及び検査工具（30万円以上） ◆器具・備品（30万円以上） （試験・測定機器、冷凍陳列棚など） ◆建物附属設備（60万円以上） （ボイラー、LED照明、空調など） ◆ソフトウェア（70万円以上） （情報を収集・分析・指示する機能）	◆機械・装置（160万円以上） ◆工具（30万円以上） ◆器具備品（30万円以上） ◆建物附属設備（60万円以上） ◆ソフトウェア（70万円以上）
確認者	工業会等	経済産業局
指定事業	中小企業投資促進税制の対象事業 及び 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象事業	
その他要件	生産等設備を構成するものであること※／国内への投資であること／中古資産・貸付資産でないこと、等	
税制措置	即時償却 又は 7%税額控除（資本金3千万以下もしくは個人事業主は10%）	

※事業の用に直接供される設備（生産等設備）が対象。例えば事務用器具備品、本店、寄宿舍等に係る建物附属設備等は対象外。

3. 中小企業投資促進税制 (法人税・所得税・法人住民税・事業税)

- 中小企業投資促進税制は、中小企業における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、特別償却又は税額控除の適用を認める措置。
- 平成29年度税制改正で、対象設備等について一部見直しを行い、適用期限を2年間延長。

概要 【適用期間：平成30年度末まで】

対象者	・ 中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合等） ・ 従業員数1000人以下の個人事業主		
指定事業	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業(料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除く)、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業(物品賃貸業及び映画業以外の娯楽業を除く) ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く		
対象設備	・ 機械及び装置【1台160万以上】		
	・ 測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万以上かつ複数合計120万以上】		
	・ 一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万以上、複数合計70万以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用osのうち一定のものなどは除く		
	・ 貨物自動車（車両総重量3.5トン以上）		
	・ 内航船舶（取得価格の75%が対象）		
措置内容	個人事業主 資本金3,000万以下の中小企業	30%特別償却	又は 7%税額控除
	資本金3,000万超の中小企業	30%特別償却	

4. 商業・サービス業・農林水産業活性化税制 (法人税・所得税・法人住民税・事業税)

- 商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等の活性化を図るため、一定の要件を満たした 経営改善設備の取得を行った場合に、特別償却又は税額控除の適用を認める措置。
- 平成29年度税制改正で、適用期限を2年間延長。

概要 【適用期間：平成30年度末まで】

- 本税制は、商業・サービス業者等が経営改善設備（※1）を取得した場合に、取得価額の30%特別償却又は7%税額控除（※2）ができる措置。

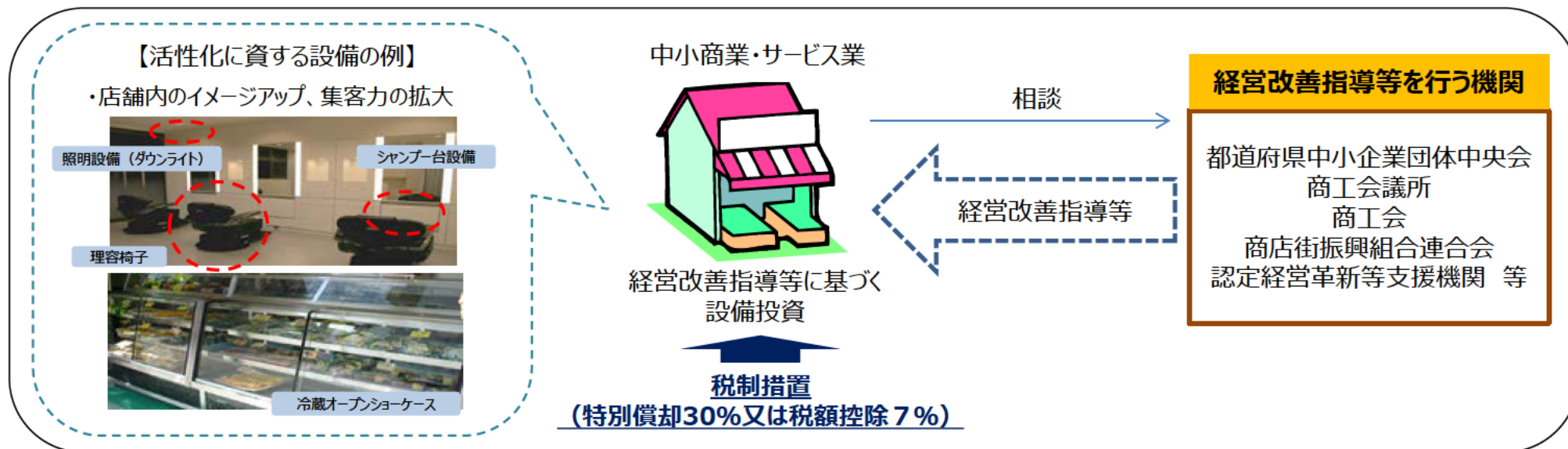
（※1） 認定経営革新等支援機関等（商工会議所等）による、経営改善に関する指導に伴って取得する下記の設備。

器具・備品（ショーケース、看板、レジスター等）：1台30万円以上

建物附属設備（空調施設、店舗内装等）：1台60万円以上

（※2） 税額控除の対象法人は、資本金が3,000万円以下の中小企業等又は個人事業主に限る。

【本税制のイメージ図】



3. 研究開発税制（中小企業技術基盤強化税制） （法人税・所得税・法人住民税）

- 研究開発を行った場合、その試験研究費の一定割合の金額を法人税額や所得税額から控除。
- 平成29年度改正で、ビッグデータ等を活用した第4次産業革命型の「サービス」の開発を支援対象に追加するとともに、中小企業向け支援を強化するため、試験研究費が5%超増加した場合に控除率・控除上限を上乗せする等の見直しを行った。

概要

【適用期間：時限措置については平成30年度末まで】

【C.高水準型】

試験研究費割合10%超の部分について税額控除できる制度

控除上限10%

【試験研究費割合10%超の場合の措置】

【A'-①】

控除上限最大10%上乗せ

上乗せ控除上限 = (試験研究費割合 - 10%) × 2

【A'-②】

控除上限10%上乗せ

【中小企業者等の試験研究費増減割合が5%超の場合の措置】

【A-①.総額型】

試験研究費総額にかかる控除制度

増減試験研究費割合	控除率
25%減少	6%
増減なし	8.5%
5%増加	9%
約22%増加	14%

傾き0.1

傾き0.3

25%減少

増減なし

5%増加

約22%増加

(増減試験研究費割合)

【A-②.中小企業技術基盤強化税制】

(控除率)

増減試験研究費割合	控除率
5%増加	12%
約22%増加	17%

傾き0.3

5%増加

約22%増加

(増減試験研究費割合)

【B.オープンイノベーション型】

大学、国の研究機関、企業等との共同・委託研究等の費用（特別試験研究費）総額にかかる控除制度

控除上限5%

控除率：

相手方が大学・特別研究機関等の場合:30%

相手方がその他（民間企業等）の場合:20%

【時限措置】

上乗せ控除上限：10%

控除上限最大で合計40%

【恒久措置】

控除上限：30%

総額型25%

+

OI型5%

※控除率について、

A-①：10%超

A-②：12%超

の部分は時限措置

○中小企業者等の法人税率の特例（法人税、法人住民税）

- 中小企業者等の法人税率について、年間800万円以下の所得金額に対する税率を、15%に軽減（軽減税率）。
- 平成29年度税制改正で、適用期限を2年間延長。

概要

【本則：期限の定めなし】
【租税特別措置：適用期限 平成30年度末まで】

- 中小企業者等の法人税率は、年800万円以下の所得金額について19%に軽減されている(本則)。
- 当該税率は時限的な措置として、更に15%に軽減されている(租税特別措置)。

対象	本則税率		租特税率
大法人 (資本金1億円超の法人)	所得区分なし	23.4%	—
中小法人 (資本金1億円以下の法人)	年800万円超の所得金額	23.4%	—
	年800万円以下の所得金額	<u>19%</u>	<u>15%</u>

○一定の宅地等を相続した場合には、その宅地等について、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、相続税の課税価格から一定の割合を減額する制度。

概要

【適用期間：期限の定めなし】

宅地等		減額される割合	適用対象限度面積
被相続人等の事業の用に供されていた宅地等	特定事業用（貸付事業以外）	80%	400㎡
	特定同族会社事業用	80%	400㎡
	貸付事業用	50%	200㎡
特定居住用		80%	330㎡

①「居住用宅地」を相続で取得した場合



・居住用（上限330㎡まで）
→ 80%減額

【要件】同居親族が取得し申告期限まで居住 等

②「事業用宅地」を相続で取得した場合



・事業用（上限400㎡まで）
→ 80%減額

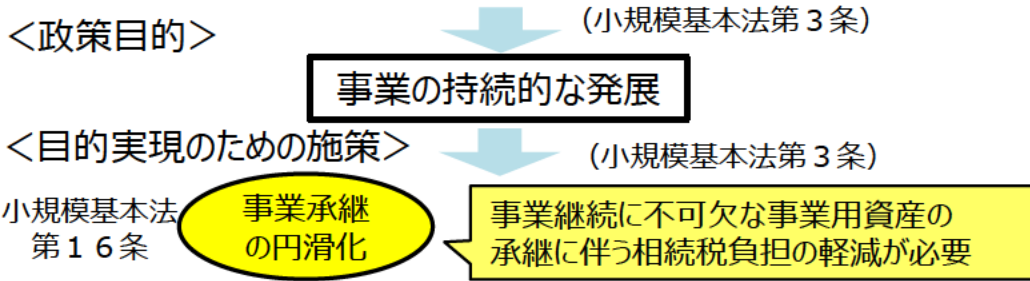
【要件】相続税申告期限までの事業継続 等

①居住用宅地②事業用宅地、は併用可能 → 最大730㎡まで適用可能

- 個人事業者は需要の開拓や個人の能力の発揮、自立的で個性豊かな地域社会の形成に貢献する重要な存在であり、個人事業者の「事業の持続的な発展」のため、事業承継の円滑化が必要。
- 個人事業者の事業承継に係る税制上の措置については、既存の事業用の宅地についての特例措置のあり方を含め、引き続き総合的に検討する。

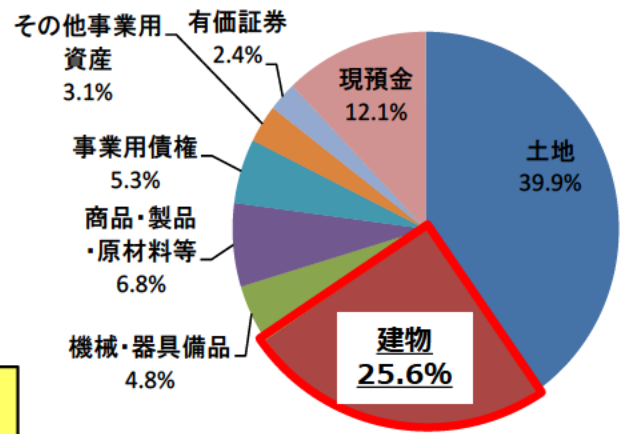
個人事業者の意義

- ①顧客との信頼関係に基づく国内外の需要開拓
- ②創業等を通じた個人の能力の発揮
- ③自立的で個性豊かな地域社会の形成



純資産4,800万円※超の個人事業者が所有する事業用資産の構成

※4,800万円：相続人が配偶者と子供2人の場合の相続税の基礎控除額



（出典）中小企業庁委託「中小企業における事業承継に関するアンケート・ヒアリング調査」を再編加工

【平成30年度与党税制改正大綱（抜粋）】

○個人事業者の事業承継に係る税制上の措置については、現行制度上、事業用の宅地について特例措置があり、既に相続税負担の大幅な軽減が図られていること、事業用資産以外の資産を持つ者との公平性の観点に留意する必要があること、法人は株式等が散逸して事業の円滑な継続が困難になるとする特例が認められているのに対し、個人事業者の事業承継に当たっては事業継続に不可欠な事業用資産の範囲を明確にするとともに、その承継の円滑化を支援し代替わりを促進するための枠組みが必要であること等があることに留意し、既存の特例措置のあり方を含め、引き続き総合的に検討する。